平成２１年（フ）第８７９号
静岡市清水区興津東町1210番地の８　興津東町西団地１―108
債務者　岩瀬　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９号
静岡県牧之原市勝俣701番地１
債務者　今村　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
静岡市葵区新伝馬２丁目18番25号
債務者　鈴木　良二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
長崎県平戸市岩の上町334番地　市営大膳原住宅Ｂ棟201号
債務者　道添　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
長崎県松浦市調川町下免1003番地７、従前の住所長崎県松浦市星鹿町岳崎免1307番地
債務者　案浦　智惠（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長崎県平戸市生月町山田免2491番地　市営友草住宅２号室、従前の住所長崎県平戸市生月町舘浦171番地
債務者　鴨川　　蘭（旧姓龍頭）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３２９号
千葉県成田市囲護台２丁目６番地６ファミール囲護台Ａ、申立時の住所千葉県富里市十倉459番地44
破産者　大村京嗣こと　孫　　英成
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６２７号
静岡県焼津市中港２丁目７番１号
破産者　有限会社久保田
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００６号
静岡市駿河区池田869番地
破産者　有限会社エスアイケイプランニング
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８６号
名古屋市中区丸の内２丁目19番19号　メゾン沖田６階
破産者　有限会社杉企画
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６５号
名古屋市南区星宮町235番地
破産者　有限会社日東興業
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４５３号
大阪府高槻市奥天神町２丁目13番53号
破産者　株式会社小野宝石商
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２３５号
福岡市博多区金の隈２丁目３番31号
破産者　有限会社大統工業
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２号
青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地18番地１
破産者　ニューエイト株式会社
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
水戸市泉町３丁目２番10号
破産者　城南薬品株式会社
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８０３号
茨城県常陸大宮市小倉字山根3092番地の１
破産者　有限会社ダーリング
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
埼玉県深谷市小前田1552番地１
破産者　株式会社ケイシステム
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３号
岐阜県瑞浪市一色町３丁目８番地　ハートフルマンションＮＯ．１　401
破産者　大嶽　康伸
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部